

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年8月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成20年3月12日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

楠上ショッピングセンター 高松市楠上町2丁目476番3

3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要

- (1) 周辺に学校等があることから、交通整理誘導するなど通行の安全の確保や、店舗案内表示等、環境に配慮した交通安全対策の徹底、交通渋滞の解消に万全を期すこと。
- (2) 周辺の道路のゴミ清掃、除草等を定期的に行うなど適正利用促進に努めること。
- (3) 退店経路については、道路状況及び「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき、適切に対応すること。また、栗林校区連合自治会会長を通して、楠上町東自治会、楠上町南自治会及び栗林小学校PTAから意見が提出されており、これら各団体、地元住民等の意見についても配慮すること。

（各団体の意見）

○栗林校区連合自治会長

出店計画地の北側道路は幅員6m弱の狭隘な道路であるにもかかわらず、東西双方から侵入する車が多く、朝夕の通勤・通学時間帯はかなり混雑する。また、この箇所は栗林小学校の通学路にも指定されている。

○楠上町東自治会

交通混雑の緩和を図るため

- ・都市計画街路事業として決定しているとおり北側道路の拡幅を早くすること。
- ・出店計画地の北東部交差点の信号を時差信号とし、東方へ進み右折する車が円滑に流れるようにすること。
- ・北側道路は後退道路を一体利用してセンターラインを入れること。
- ・当面、出店計画地の北東部向かいにある公園用地の一部南部分を事業者において買収し、歩行者用の道路用地を確保すること。
- ・店舗の入口位置をよく検討すること。

○楠上町南自治会

- ・通学路の安全策の意見は、楠上町東自治会と同じ。
- ・空調、冷凍機から出る騒音、熱風が、対面住宅の住民の健康に影響を与えるおそれがあるので、現在予定している場所の変更を検討されたい。

○栗林小学校PTA

- ・通学路である北側道路の路側帯部分にポストコーンを設置することが、児童等歩行者の安全確保の現実的な対応と思われる。関係者の理解を求める。

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

(1) 意見書を提出した者

高松市楠上町東自治会

(2) 意見の概要

大規模小売店舗の出店を計画地北側の市道栗林上福岡線は、市道朝日町仏生山線と交差する手前西側で朝夕の通勤ラッシュで特に交通渋滞が起きている。設置者と道路管理者が協議し、市道栗林上福岡線の道路拡幅以外に問題の解決方法はなく、次の事項について改善されるよう強く要望する。

知事には、急ぎ対応するよう関係者を指導されることを望む。

- ・都市計画街路事業として事業認可され、最低限、高松高等予備校楠上寮駐車場先から東を

用地買収され、15mの道路とされるよう要望する。

- ・緊急の方法として、オープンまでに出店予定地の北東の公園用地の一部を間口10m、奥行き4mを買収して、歩行者用道路用地1.5mと車路2.5mを確保すること。
- ・栗林上福岡線では、車が北側民家に近寄らないよう後退道路と市道を一体利用し、センターラインを入れること。
- ・買物客が、ショッピングセンターから北側歩道に行けるよう横断歩道を設置すること。
- ・電力柱を敷地内に建てるとのことであるが、道路を照らす防犯等を設置すること。
- ・市道朝日町仏生山線の交差点の信号は、時差信号等で西から南へ右折する車が円滑に流れるようにすること。
- ・店舗の入口について、道路の混乱を防ぐにはどこが良いか再検討すること。

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成20年8月14日（木曜日）から同年9月16日（火曜日）まで